

広島市観光ホームページ広告業務仕様書

1 業務内容

広島市（以下「市」という。）観光ホームページに掲載する広告の広告主の募集、バナー広告（以下「広告」という。）の原稿（画像データ）の作成・提出、必要書類の提出、広告の年間スケジュールの管理、広告主との調整等ホームページ広告掲載に関する一連の業務を実施する。

2 広告の規格等

(1) 広告の大きさは、以下のとおりとする。

掲載箇所			サイズ	形式	データ容量
日本語	トップページ	インラインバナー枠	縦 300ピクセル、横 100ピクセル	JPEG	100KB 以内
	トップページほか	フッターバナー枠	縦 300ピクセル、横 100ピクセル	JPEG	100KB 以内
多言語	トップページほか	フッターバナー枠	縦 300ピクセル、横 100ピクセル	JPEG	100KB 以内

(2) 広告の掲載箇所、枠数及び枠番号は別添のとおりとする。

(3) 各広告の掲載期間は、月単位とする。

(4) 掲載する広告の枠番号の指定は、「広島市観光ホームページ広告掲載申込書（様式第2）」（以下「申込書」という。）によるものとする。なお、広告間に空白の枠を指定することは出来ない。

(5) 広告の代替テキストは、「〇〇（企業名等）」とし、市が決定する。

(6) 同一広告主の広告は、原則として1ページ内に1枠の掲載とする。

(7) リンク先のページは、広告の表現内容と一致する企業、施設、ブランド、サービス等のページとし、リンク先へのリダイレクトは認めないものとする。

3 広告掲載の手順

(1) 広告掲載は原則、月単位で1カ月以上とし、開始日は毎月1日とする。広告の掲載にあたっては、掲載開始日の前月10日（10日が閉庁日の場合は、前開庁日）までに、申込書に広告原稿（画像データ）を添えて提出する。

(2) 市は、前記(1)により提出された申込書について審査し、掲載することを決定した場合は「広島市観光ホームページ広告掲載決定通知書」（様式第3）により通知する。なお、市は、申込書の審査に必要な事項について、官公庁への照会を行う。

(3) 市は、市観光ホームページへの広告掲載を行う。

4 遵守事項

広島市広告掲載要綱、広島広告掲載基準、広島市観光ホームページ広告掲載取扱要領及び仕様書を了承のうえ履行すること。

5 その他

(1) 広告原稿（画像データ）及びリンク先ホームページの内容等、掲載された広告に関する一切の責任は乙が負うものとし、市は一切の責任を負わない。

(2) 仕様書に定めのない事項については、甲・乙協議の上、決定する。